

2019年5月16日

内閣府御中

**休眠預金等に係る資金の活用における助成の方針における
補助率の撤廃に関する要望書**

一般社団法人全国コミュニティ財団協会
会長 深尾 昌峰

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が公表している「2019年度事業計画書」の「Ⅱ 事業計画 1 助成事業 （1）助成の方針」において、「資金分配団体及び実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、助成対象事業の必要額（事業費）に対する助成額の割合（以下「補助率」という。）を設定し、20%以上は、自己資金又は民間からの資金を確保することを原則とする。」としています。

本要望は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用の制度趣旨を勘案して、この補助率の設定及び20%以上の自己資金又は民間からの資金を確保の原則の撤廃を要望するものです。

下記にその理由を記します。よろしくお願ひします。

記

<革新性・先進性・緊急性のある事業の尊重>

1 事業の性格から受益者及び第三者から資金を得にくい事業の場合には、補助率を設けること自体が相応しくないものもあり、一律に補助率を設定することは、革新的・先進的な事業もしくは緊急的な課題に対応する事業の実施を阻む要因となる。

<中間支援組織の大義と制度崩壊>

2 中間支援組織の位置づけとなる資金分配団体には、休眠預金等に係る資金とのマッチングを行うために資金開拓をするための大義名分（コーズ）が存在しない。このため、補助率を設けて20%以上の自己資金又は民間からの資金を確保することを資金分配団体に求めるとすれば、大手寡占状態となり資金分配団体は限定的となる。そうしたことを強行すれば、資金の分配が成り立たず、本制度そのものが瓦解しかねない。

<実行団体の自立化の方途>

3 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないためには、補助率による制限よりも、むしろ各助成に際して対象団体等に助成金支給終了後に事業を展開できるように計画をさせることや、助成期間中に伴走支援などにより事業や組織の自律化を支援するなど、他の方法をとることが重要である。

<潜在的資金開拓のあり方>

4 休眠預金等に係る資金の活用を契機に、潜在的な民間の資金を掘り越していくことは重要であるが、それは民間資金を開拓する仕組みを考案していくことが、より効果的であり、そうした仕組みづくりを指定活用団体や資金分配団体等が協働して展開していくことを構想すべきである。

<支援的資源開拓等の認識>

5 今回の補助率の設定の趣旨に、休眠預金等に係る資金のほかに広く国民の参加・協力を喚起しようとするのが含まれるのであれば、資金のみに着目するのではなく、ボランティアなどの労働力やイベントへの参加といった、実行団体が開拓するいわば支援的資源あるいは社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）などを、広く国民の参画として捉える認識が必要である。

<資金量ある既存財団による制度硬直>

6 補助率を設定することによって、仮に、自己資金量のある既存財団等が中心となって資金分配団体となるならば、旧来の助成財団が実施していた助成プログラムに対して休眠預金等に係る資金がマッチングされる可能性もあり、これまで光が当たってこなかった社会課題解決に柔軟に対応していこうという本制度の趣旨が生かされず、制度の硬直化を招く危険性がある。

<インパクトを創出するために>

7 プログラムオフィサーの役割が多岐に渡り、また複数地域を担当することを考えると1人ないしは1組織では効果的な役割を果たせない。対象エリア内の複数組織で機能分担や伴走の分担ができるように地域間連携を工夫できるように運用していただきたい。また、逆に伴走支援体制が整っていない場合には事業の効果が上がらないと考えられるため、上記のような方策を用いて伴走支援の体制や能力、経験が伴っている組織を資金分配団体として選定していただきたい。